

小牧市町名等整理審議会条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、小牧市町名等整理審議会の設置及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第 2 条 本市の町名、町界及び地番整理について、調査及び審議するため、小牧市町名等整理審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第 3 条 審議会は、市長の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項について、調査及び審議し、市長に答申するものとする。

- (1) 町又は字の区域の変更に関する事。
- (2) 町名に関する事。
- (3) 住居表示に関する事。

(組織)

第 4 条 審議会は、委員 25 人以内をもって組織し、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市議会議員
- (2) 関係行政機関の長
- (3) 地域代表者
- (4) 学識経験者
- (5) 市職員

(任期)

第 5 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員が委嘱されたときの要件を欠くに至ったときは、委員の資格を失うものとする。

(会長及び副会長)

第 6 条 審議会に会長及び副会長 1 人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 7 条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長が必要と認めるときは、審議会の議事に関係のある者を出席させて意見を聴くことができる。

(委任)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

1 この条例は、昭和 55 年 4 月 1 日から施行する。

2 小牧市住居表示審議会条例(昭和 45 年小牧市条例第 28 号)は、廃止する。